

医 推 第 7 7 6 号
令和 7 年 1 0 月 2 日

公益社団法人 岡山県医師会長	}	殿
一般社団法人 岡山県病院協会长		
公益社団法人 岡山県看護協会长		
一般社団法人 岡山県訪問看護ステーション連絡協議会長		

岡山県保健医療部医療推進課長

「保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和 7 年 9 月 26 日付け、医政発 0926 第 2 号で、厚生労働省医政局長より別添のとおり通知がありましたので、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

併せて、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習の取り扱いについて事務連絡が発出されています。

なお、本通知につきましては、下記に記載のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

【岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

【厚生労働省 特定行為に係る看護師の研修制度 】

電子申請様式が、厚生労働省 HP に公表されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>